

「平成 21 年度統計法施行状況報告」のうち、
第 1 ワーキンググループ対象分野への委員意見

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる 「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関 する方向性	< 98～105ページ「別紙」参照 >		
(3) 国民経済計算、経済 構造統計の重要性	○平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施ま で、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系 的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整 合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民 経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から 検討する。
2 統計相互の整合性及 び国際比較可能性の確 保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備 と一次統計等との連携強 化 ア 推計枠組みに関する 諸課題	○国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各 作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者 機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に 産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次 統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本 計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を 行う。	内閣府、産 業連関表 (基本表)作 成府省庁、 一次統計作 成府省	平成21年度から 検討する。
	○固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定さ れる純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造 業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)におい ても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産 業連関表 (基本表)作 成府省庁	国民経済計算は 次回の平成17年 基準改定(以下 「平成17年基準 改定」という。)時、産業連関表 (基本表)は次回 作成時の実施を 目指す。
	○現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のた めの検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入 については、検討結果によっては、本系列への移行後において も、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離し た系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を 行う。	内閣府	平成17年基準改 定時に移行する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
< 98～105ページ「別紙」参照 >	
平成21年4月23日付け各府省統計主幹部局長等会議申合せに基づき、同年6月、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置。 平成22年3月末までに、検討会議を3回、実務的な検討の場であるワーキンググループを2回開催し、政府における「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方(以下「整備に関する考え方」)を取りまとめ、検討会議として了解した。 整備に関する考え方においては、具体的な検討事項として、体系的に欠けている統計の整備(サービス産業動向調査の基幹統計化も踏まえたサービス統計の体系的整備、国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計の整備等)、類似統計の関係整理、統計の比較可能性の向上等(経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化)の三つの観点に絞り、検討課題の明確化を図った。 また、今後の対応については、次の考え方に基づいて進めることとした。 当面、個別検討事項については、ワーキンググループ等において二次統計側から提示された要望事項を含めて検討 検討の進捗を踏まえ、6月中旬を目途に当面の体系的整備の必要性及び目的を決定 基本計画の検討課題中、産業関連統計の体系的整備と関連する事項のうち、他の検討会議等で検討される事項については、検討会議等が報告を受けるなどにより随時フォローアップを行い、体系的整備の検討に適宜反映	●「政府における「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方」を拝見したい。また、22年度に関する事項であるが、「当面、個別検討事項については、ワーキンググループ等において二次統計側から提示された要望事項を含めて検討 検討の進捗を踏まえ、6月中旬を目途に当面の体系的整備の必要性及び目的を決定」、について、事項の重要性に鑑み、可能であれば進捗状況を伺いたい。
○内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する「経済センサス-活動調査」における工業統計調査相当部分について、意見交換を行ったところであり、引き続き検討を進める予定である。【内閣府及び経済産業省】 ○平成21年9月10日開催の第103回産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」(次回の産業連関表の作成の基礎データ)の第1次試験調査結果及び第2次試験調査の計画の概要について、調査実施者から聴取。 その後、当該聴取結果を踏まえ産業連関幹事会で検討の上、21年11月24日付けで、産業連関幹事会から調査実施者に対し、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上の観点から、当該活動調査に関する意見・要望書(23年調査に対するもの5事項、中期的なもの9事項)を提出。【産業連関表作成府省庁】	
○国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところであり、引き続き平成17年基準改定時の導入を目指して検討を進める予定である。【内閣府】 ○国民経済計算における固定資本減耗の時価評価については、内閣府において、国民経済計算の平成17年基準改定時の導入を目指し、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところ。 これを踏まえ、平成21年11月20日開催の第14回産業連関技術委員会において、産業連関表への固定資本減耗の時価評価の導入に係る論点・課題(時価評価の導入の必要性、資本偶発損の取扱い、接続表作成時の遡及推計の取扱い・デフレータの作成方法等)を整理。【産業連関表作成府省庁】	
FISIMについて、現状の参考系列からの推計方法の見直しについて、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施されたところであり、平成17年基準改定において本系列に移行する予定である。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。
イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply - Use Tables) / IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
自社開発ソフトウェアの推計方法及び育成資産の仕掛品在庫の推計方法について、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施されたところであり、平成17年基準改定時に実施する予定である。	
○国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施されたところであり、平成17年基準改定時に、新たな格付け基準に基づいた推計を実施する予定である。 【内閣府】 ○国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、国民経済計算部会での審議を経て、内閣府において、国民経済計算の平成17年基準改定時に新たな格付けの導入が予定されているところ。 これを踏まえ、平成21年11月20日開催の第14回産業連関技術委員会において、産業連関表への新たな格付けの導入に関して以下のとおり整理。 産業連関表への当該導入については基本的に適当。 ただし、今後、当該導入に当たっての課題(当該投入により公的企業を一般政府に変更した場合の営業余剰と政府サービスとの分離等)を更に検討することが必要。【産業連関表作成府省庁】	
制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題について検討を開始したところである。今後、基礎統計の制約等の課題への対応の可否について検討を進め、次々回基準改定時における導入を目指す。	
93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施された。今後、一部の課題(公的部門分類等)については平成17年基準改定において対応するとともに、その他の課題についても引き続き検討を進める。	
○詳細な供給・使用表の作成に向けて、欧米諸国における推計方法等について検討を開始した。今後、産業連関表作成省庁と連携しつつ、引き続き検討を行う予定。【内閣府】 ○平成21年6月から22年2月の間、産業連関技術委員会を7回開催し、「V表、U表及びX表のあり方」の検討(詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行及び生産構造・中間投入構造の把握方法の検討を含む。)を行い、その結果を22年2月に中間整理として取りまとめ。 この中間整理の中で、詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行について、以下のとおり整理。 【検討に当たっての基本的な考え方】 産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で考えられている供給・使用表も作成可能なることから、まず第一に検討すべき事項は、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策。 【現状・課題と改善方策】 1 産業連関表の内生部門の分類の中には、1部門の中に生産技術や商品の用途が異なり、かつ生産額が極めて大きい生産物が混在しているものが存在。 このため、生産額等が相当規模である部門の中での生産物の種類、投入構造等の類似性等の確認、当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な調査技術の検討、産業連関表の分類との整合確保のための日本標準産業分類の見直し、が必要。 2 産業連関表の推計精度について、同表の基礎データに未整備な部分があることなどから十分な精度が確保されているとは言い難い状況。 このため、「経済センサス-活動調査」による副次的生産物も含めた細品目単位での網羅的な把握、投入調査の改善方策の検討、産出先調査の新設の検討、が必要。【産業連関表作成府省庁】	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。
	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
○国民経済計算において基本価格表示の導入するにあたっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表作成省庁との連携を図っているところであり、引き続き次々回基準改定に間に合うように検討を行う予定。【内閣府】 ○平成21年6月29日開催の第10回産業連関技術委員会において、基本価格表示による産業連関表の作成に当たっての論点・課題(産業連関表のデータ源である統計調査における生産額等の把握方法等)を整理。【産業連関表作成府省庁】	
○内閣府は、産業連関技術委員会に対して国民経済計算におけるU表、V表の作成方法に関する情報提供を行うとともに、国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について、経済センサス-活動調査の利用方法を中心に検討を開始した。【内閣府】 ○産業連関技術委員会における検討 平成21年6月から22年2月の間、産業連関技術委員会を7回開催し、「V表、U表及びX表のあり方」の検討(詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行及び生産構造・中間投入構造の把握方法の検討を含む。)を行い、その結果を22年2月に中間整理として取りまとめ。 この中間整理の中で、生産構造・中間投入構造の把握方法については、その改善のために「経済センサス-活動調査」による副次的生産物も含めた細品目単位での網羅的な把握、投入調査の改善方策の検討、産出先調査の新設の検討、の必要がある旨を整理。 ○投入調査ワーキンググループにおける検討 平成21年12月から22年3月の間、産業連関技術委員会の下に設置された「投入調査ワーキンググループ」を3回開催し、各種投入調査のうち総務省が実施している「サービス産業・非営利団体等投入調査」について、より正確な中間投入構造を捉えることができる調査のあり方について、調査対象である企業・事業所に対するヒアリング結果を踏まえて検討し、その結果を22年3月に取りまとめると共に、検討結果に基づく試作調査票を作成。検討結果に基づく当該投入調査の改善の方向性は以下のとおり。 企業会計情報と統計目的の整合性の向上(年間総費用に係る調査項目の勘定科目との対応可能性の向上等) 企業等の内部管理単位と調査単位の整合性向上(調査単位事業所から企業への変更等) 調査票の様式、記入要領の改善(調査票上の記入説明の充実、概算金額での記入の容認等) 調査項目の業種ごとのカスタマイズ(物品購入費用の内訳記入欄のプレプリント項目の改善等) 調査票調査とは異なる枠組みの検討(調査票調査後の個別ヒアリングの実施等) ○「経済センサス-活動調査」に対する意見・要望書の提出 平成21年9月10日開催の第103回産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」(次回の産業連関表の作成の基礎データ)の第1次試験調査結果及び第2次試験調査の計画の概要について、調査実施者から聴取。 その後、当該聴取結果を踏まえ産業連関幹事会で検討の上、21年11月24日付けで、産業連関幹事会から調査実施者に対し、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上の観点から、当該活動調査に関する意見・要望書(23年調査に対するもの5事項、中期的なもの9事項)を提出。【産業連関表作成府省庁】	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT / IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。
	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。
	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができる枠組みの構築に向けて、欧米諸国における推計方法等について検討を開始した。今後、産業連関表における基準年次での対応状況を踏まえつつ、次々回基準改定までに導入するように引き続き検討を行う予定。	
制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行うべく、米国の事例等について調査を行い、検討を開始した。今後、制度部門別生産勘定の作成に係る基礎統計の制約や、所得面における営業余剰の推計等の課題について、次々回基準改定における導入を目指して引き続き検討を進めていく予定。	
国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保について、内閣府と経済産業省が連携して、論点の洗い出しを開始した。平成22年度には経済産業省を中心に調査研究を実施する等、今後とも引き続き検討を進めていく予定。	
経済センサスに伴う推計方法の見直しの検討において、コモ法における商品別の中間消費について、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにするための検討を開始した。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図るよう検討を開始した。以上について、次々回基準改定までに実施するように、今後引き続き検討を進めていく予定。	●平成17年基準改定時に何を導入する予定なのか伺いたい。
コモ法の商品分類と、日本標準産業分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について関係省と意見交換を実施した。 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の洗い出しを開始したところであり、次々回基準改定時までには結論を得るように検討を行う予定。 コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張するうえでの課題の洗い出しを開始したところであり、次々回基準改定までに検討を行う予定。	●平成17年基準改定時に何を導入する予定なのか伺いたい。
経済センサスに伴う推計方法の見直しの検討等において、整備すべき基礎統計の課題について検討を行ったところであり、今後、平成17年基準改定までに結論を得るように検討を行う予定。	
部内において論点を整理・検討し、これを踏まえてデフレーター概念等について外部の有識者(大学教授)と意見交換するとともに、価格指数について日本銀行と意見交換を行った。引き続き、デフレーターとして本来必要とする価格概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討していく予定である。 また、長期遡及推計については、1980年まで遡及した系列を平成21年6月に公表した。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。
	関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、基礎統計の拡充、行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。
	内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。
	四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。
	内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。今後、改定の大きかった民間企業設備・民間在庫を中心に推計方法の改善について検討する予定。	●原因究明の作業が十分か否かをWGで検討することが望ましい。
○季節調整の系列の細分化の効果分析を行うとともに、季節調整における各種タミーの検討を行った。また、平成21年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報)より、輸出入の大きな断層に対応した季節調整手法を導入した。 ○四半期分割については、比例デントン法の導入可能性等の検討を開始したところであり、平成22年度末までに望ましい手法について結論を得る予定である。	
民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。今後、この結果を踏まえつつ、推計方法の見直しについて検討する予定。	●十分な検討結果が得られたか、WGで検討することが望ましい。
需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、推計見直しに向けてさらに検討を行う予定である。	●十分な検討結果が得られたか、WGで検討することが望ましい。
工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行なったところであり、今後も経済センサスに伴う推計方法見直しの検討の中で、新たな推計システムの開発に向けて検討を進める予定である。	
○経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行なったところであり、今後、経済センサスに伴う推計方法見直しの中で、検討を行う予定。【内閣府】 ○国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データとともに、経済産業省生産動態統計調査について、内閣府から要望のあった平成16年～20年の個票データ及び基準年である平成12年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成16年～20年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】	●経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供が経産省から行われ、これを用いた検討が内閣府で実施されたか否かについて、検証する必要があるのではないかと。
分配面の情報の充実については、米国等における推計方法について検討を開始したところである。今後、可処分所得等の推計の可能性について、検討する予定である。 長期時系列については、1980年まで遡及した系列を平成21年6月に公表した。	
平成22年度に内閣府等の意見を聴取予定。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 工 四半期推計に関する諸課題	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。
	○ 毎月勤労統計調査について、常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、今後、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえつつ、検討を行うこととしたい。	
公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備に向けて、検討を開始した。今後、国及び地方公共団体における公会計の現状を踏まえつつ、具体的な課題について検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。	
政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について検討を開始した。今後、関係省庁とさらに検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。	
サービス産業動向調査のさらなる改善に向けて、サービス産業統計研究会に参加してきたところであり、今後とも総務省と連携しつつ、検討を進める予定である。	
平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。(詳細は下記を参照)また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し(平成22年4月27日)、今後、対応を検討する。 〔各課題の検討状況〕 標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。 離職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が必要であるが、適当な項目が見当たらない。 一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。 退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、速報性を維持したままでの対応策は見出せていない。	
米国等における推計方法について調査を行い、分配面からの四半期推計について検討を開始したところである。今後も営業余剰の推計方法等の課題についてさらに検討を深め、平成25年度までに結論を得る予定である。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。
	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」、「輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード」の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをC O F O G (政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、C O F O Gの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
○平成21年7月1日に実施された経済センサス-基礎調査についての実施状況の取りまとめを実施。 ○平成22年度は、平成21年経済センサス-基礎調査の実施状況について検証を行う等、平成26年経済センサス-基礎調査の実施に向け所要の準備を行う予定。	
平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を四半期ごとに実施しており、平成22年度においても引き続き実施する予定。	●ビジネスレジスターの現在の整備に関して十分な検討結果が得られたか、今後の進め方も含めてWGで検討が必要。
○労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。 ○平成22年度より、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。	
法人企業統計調査のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの照合方法や収録項目などについて検討を行う予定。	●ビジネスレジスターの現在の整備に関して十分な検討結果が得られたか、今後の進め方も含めてWGで検討が必要。
財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団DBへの活用について検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。	●ビジネスレジスターの現在の整備に関して十分な検討結果が得られたか、今後の進め方も含めてWGで検討が必要。
平成22年度は、産業財産権の企業出願人情報について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。	●ビジネスレジスターの現在の整備に関して十分な検討結果が得られたか、今後の進め方も含めてWGで検討が必要。
平成22年度は、日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。	●ビジネスレジスターの現在の整備に関して十分な検討結果が得られたか、今後の進め方も含めてWGで検討が必要。
政府財政統計の改善に向けて情報の収集・整理を開始したところである。今後とも、平成17年基準改定において、主要項目について推計及び公表を行うべく、さらに検討を進める予定である。	
資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目の格付等、ストック統計の見直しについて検討を開始したところである。今後、さらに検討を進め、平成25年度までを目途に推計を行う予定である。	
C O F O Gの2桁分類への分類を行うべく、情報の収集・整理を開始したところである。今後、具体的な推計作業を進め、平成17年基準改定時を目途に公表する予定である。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (6) スtock統計の整備	恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー（投資）量と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本Stockマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査（うち投資調査）において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	生産的資本Stock及び純資本Stockの測定に不可欠な資産別経齡プロファイル（経齡的な効率性及び価格変化の分布）を推計するため、民間企業投資・除却調査（うち除却調査）の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時までに結論を得る。
	関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
恒久棚卸法等によるストック推計については、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところであり、引き続き平成17年基準改定時の導入を目指して検討を進める予定である。〔内閣府〕	
改定されたSNA(2008SNA)に対応した資本サービス投入量について検討を開始した。今後、まずは概念的な整理について検討を深め、次々回基準改定時に導入する予定である。	
建築物ストック統計検討委員会を設置し、建築物ストック統計の作成方法について検討を行い、推計値の算出について試算を行った。 住宅・土地統計調査、法人建物調査、建築着工統計、固定資産の価格等の概要調書等から建築物のストック全体を推計する方法を検討した。	
恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成21年度に実施された建築物ストック統計に関する研究会に参画し、意見交換を行った。今後、国土交通省における検討結果を踏まえてさらに検討し、次々回基準改定時に導入する予定である。	
民間企業投資・除却調査を活用し、設備投資の構造詳細な把握について検討を進めてきたところ。今後、固定資本マトリックスの推計に向けてさらに検討を行う予定である。	
民間企業投資・除却調査を調査結果を蓄積させてきたところであり、引き続き、資産別経齢プロファイルの推計に向けてさらに検討を行う予定である。	
既取得資産の設備投資調査の必要性について検討を開始したところであり、今後、社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性について検討し、次々回基準改定時まで結論を得る予定である。	
企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討を開始したところであり、次々回基準改定時まで結論を得る予定である。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。
	通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計整備	知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(6) 観光に関する統計の整備	旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実に図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経産省共管の一般統計調査）として実施することを決定した。 これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等について調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保した。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受けた。平成22年5月に調査を実施する予定。	
平成22年度調査から都道府県別表章を行うこととし、平成22年度予算において所要額を確保。	
ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。	
○上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。 【総務省】 ○企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けた取組について、平成22年度以降総務省と協力し、具体的課題について検討を開始する予定。【経済産業省】	
サービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員とする「サービスの計測に関する検討会」を平成21年10月に設置し、今後のサービスの計測の在り方について検討を行うとともに、サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査（需要調査）の立案等に関する調査研究を行った。平成22年度は、引き続きサービスの計測の在り方について検討を行うとともに、需要調査を実施する予定。	
企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動や外部委託の状況などを明らかにすることが企業の実態を把握する上で重要である。このため、純粋持株会社を対象とした新たな統計調査の創設に向けた調査設計を行うための平成22年度予算を確保した。	
旅行・観光消費動向調査については、年間の旅行実施率及び旅行平均回数を把握できるよう調査票を改定し、調査票配布方法の工夫によって回収率を上昇させるなど充実を図った。 宿泊旅行統計調査については、客室稼働率を把握できるよう調査項目を追加し、充実を図った。	
各都道府県との調整を経て、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。	
内閣府の協力を得ながら、観光サテライト勘定（TSA: Tourism Satellite Account）の作成手法の検討を進めており、21年度中に最終報告書をまとめた。今後本格的な作成及び公表に向けて引き続き検討を進めていく予定。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的な ニーズの変化に応じた 統計の整備に関する事 項 (7) グローバル化の進展 に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。 平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。	
業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。 平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。	
財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びE D I N E T情報の事業所母集団データベースへの活用について、検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。	
財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメード集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメード集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、平成21年度から具体的なオーダーメード集計の手法について検討を進めているところ。	●どのような具体的検討が行われたのか、伺いたい。
○次回(平成23年実施予定)調査の企画に際して行政記録の活用も検討することとしている。 (企画案については平成22年4月以降検討する予定。)[厚生労働省] ○2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年調査の対応方向を報告予定。[農林水産省] ○土地基本調査については、平成22年度より検討会を設置して次回調査に向けた調査設計を行う予定であり、昨年度の予算要求において、必要経費を要求したところである。固定資産課税台帳データの活用方法については、当該検討会に総務省等の関係者の参画を得て、活用面の課題解決に向けた検討を行うこととしている。[国土交通省]	
国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得たとともに、22年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本見直し、システム開発を行う予定である。	●21年度においてどのような集中的なリソース配分により、「情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発」を進めたのか、22 - 23年度についてどのような計画なのか、具体的に伺いたい。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (2) 統合(共管)に向けて検討する基幹統計	【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】 これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (4) 基幹統計から除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総務省等10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
3 将来の基幹統計化について検討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目途に実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
平成21年度は関係4省による「生産動態統計の整備に関する検討会」を設置し、具体的検討のためのワーキンググループを設け、今後の検討スケジュール等について議論を行った。 今後は、具体的な検討課題について、スケジュールと合わせ検討を行っていく予定。	
平成21年度まで基幹統計として実施。次回調査(平成26年度)までに一般統計調査への移行のため手続等を行う予定。	
平成22年5月の統計委員会に産業連関表の基幹統計への指定に係る諮問を行うことを目指し、22年2月及び3月産業連関技術委員会において、当該諮問の内容、産業連関表の基幹統計としての整備スケジュール等を検討。	
平成20年度の外部有識者を交えた調査研究における検討を踏まえ、平成21年度において基幹統計化する指数系列の範囲等について検討し、平成22年度の整備に向けた事務手続の準備作業を行った。	
調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行うために、平成21年9月に「サービス産業統計研究会」を設置。平成21年度中は3回開催し、調査方法、対象産業等の検討を行った。今後、推計方法、欠測値補完方法、標本設計等について検討を進めていく予定。	
総務省及び経済産業省において、平成22年度から情報通信業に関する企業活動を一元的に把握する一般統計「情報通信業基本調査」を実施することとし、そのための準備作業を進めているところ。今後、「情報通信業基本調査」の調査結果を踏まえ、「情報通信業基本調査」を基幹統計化することを検討。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 将来の基幹統計化について検討する統計	【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。	財務省	平成21年度から検討を開始する。
	【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。
	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
	【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。 平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。	
「生産動態統計の整備に関する検討会」における検討スケジュール等を踏まえ、内部で検討のあり方等について議論を開始。	
エネルギー消費統計調査の基幹統計化について、検討会を実施し、問題点の整理を行った。今後、引き続き検討会を開催し、エネルギー消費統計調査と経済産業省特定業種石油等消費統計との関係整理を含め、エネルギー消費統計の基幹統計化について検討を行っていく予定。	
平成17年基準改定(平成21年6月公表)作業において、基礎データの推計方法や季節調整方法を改善し、精度向上を図った。 また、平成21年度の調査研究においても精度向上に向けた検討を外部有識者も含めて行った。平成22年度は、前年度の調査研究を踏まえて検討を行う予定。	
平成17年基準改定(平成20年表として平成22年度末公表予定)作業において採用する系列の見直し及び推計手法の改善を行い、精度向上を図った。 また、平成22年度において、外部有識者が参加する調査研究を実施して精度向上に向けた検討を行う予定であり、平成21年度はこの調査研究に向けた準備を行った。	
宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、調査対象施設の範囲及び調査対象数等の拡充を平成22年度に予定しているが、平成21年度における「観光統計の整備に関する検討懇談会」の指摘事項等を踏まえ、調査の安定性を検証してから基幹統計化を検討することとしており、今後引き続き調査の安定性の検証を進めていく予定。	
法人建物調査の基幹統計化は、統計法施行令の改正等を伴うことから、平成22年度より検討会を設置し、次回調査に向けた調査設計を行うとともに、基幹統計化に向けた検討を行う予定である。	